

## 協議第7号

小城市立中学校部活動ガイドラインの策定について

このことについて、別紙のとおり協議する。

平成30年9月27日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

### 協議理由

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」が示され、これを受けて佐賀県保健体育課では、平成30年8月に佐賀県「運動部活動のあり方に関する方針」が策定された。

県の方針に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」「小城市立中学校部活動ガイドライン」を平成30年12月末を目途に策定し、ホームページへの掲載等公表しなければならない。

これが本協議の理由である。

# (案) 小城市立中学校 部活動ガイドライン

平成30年 月 小城市教育委員会

## 「小城市立中学校部活動ガイドライン」策定の趣旨

部活動は、学校教育の一環として行われ、生徒にとってスポーツや文化に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として、小城市のスポーツや文化の振興を支えてきました。

また、体力や技能の向上を図る以外に異年齢との交流の中で、生徒同士や教師らとの人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする等、教育的な意義があります。

このように部活動は、本市がめざす「城創伝心」“小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える人づくり”のための魅力ある教育活動です。

一方、適切な休養を伴わない活動は、活動中に負傷者が増えたり、向上心を失うなど、健全育成を妨げたり、教職員の過度な時間外勤務につながるなどの問題も指摘されています。

そこで、本市の部活動についてあるべき姿を明確にし、生徒にとって一層有意義な活動とするための指針として、「小城市立中学校部活動ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定します。各中学校は、このガイドラインに基づき、部活動を実施することになります。

本ガイドラインが、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体で広く共有され、魅力ある教育活動として、部活動が適切に運営されることをめざします。

## 「小城市立中学校部活動ガイドライン」の概要

### 【部活動の目的】

- 1 文化やスポーツに興味と関心を持つ生徒が、探究心を持って活動したり、高い技能に挑戦したりする中で、文化的活動やスポーツの楽しさや喜びを味わう。
- 2 互いに競い合い、励ましあい、認め合う経験を重ねることで達成感や充実感、連帯感、愛校心等を涵養し、豊かな学校生活を送ることで、逞しく、しなやかな生徒の育成をめざす。
- 3 文化に親しみ、スポーツを楽しむ健康で豊かな生涯学習の充実にむけた基礎を培う。

### 【小城市立中学校部活動の重点】

- 1 達成感、充実感を重ねることで、自己有用感、自己肯定感を高める。
- 2 可能性を伸ばし、生涯学習、生涯スポーツの素地を養う。
- 3 相手を尊重し、さまざまな人や集団とつながる力や学年を超えた連帯感など、社会性を育成する。

### 【部活動の運営】

- 1 指導方針  
部活動の意義、指導者の哲学
- 2 活動日、活動時間の設定
  - (1) 休養日の確認
    - ①第3日曜日は県下一斉部活動休養日となっている。
    - ②小城市では、土日で4日（第3日曜日含む）、平日4日計8日以上の部活動休養日を設ける。  
※活動の目安は、平日は2時間、土日は3時間程度。  
※公式試合や大会等で一日の活動となった場合は、別の日に休養日を設定する。  
※土曜日、日曜日の活動時間がそれぞれ3時間以内であれば、活動日は0.5日ずつとして考え、2日間で1日の休養日と数える。
  - (2) 活動報告の作成と提出
    - ①学校は、各部活動の月別活動報告を作成し毎月5日までに市教委へ提出する。
- 3 指導体制

- (1) 教職員
  - (2) 外部指導者
  - (3) 部活動指導員
- 4 設置部活動の検討
- (1) 部活動の統廃合の必要性
  - (2) 他校との連携、合同チームの必要性
  - (3) これまでの部員数の推移と今後の見通し
  - (4) 小学校との連携、情報共有
- 5 保護者会との連携
- 6 危機管理
- (1) 自然災害
  - (2) 施設、用具の安全点検、安全管理
  - (3) 暑熱環境時、寒冷時対応
  - (4) 生徒の健康観察
- 7 小城市内中学校間の連携、市内小中学校間の連携、市内中高間の連携、市内関係団体との連携

**【適切な運営のための組織】**

○小城市教育委員会

- ・魅力ある部活動の運営にむけた方策の立案、協議、実施
- ・部活動の運営状況の把握
- ・方策の検証・工夫改善

○各中学校

- ・部活動顧問会の開催
- ・各部活動保護者会の開催
- ・部活動体験会、大会前の激励式等

教委保第 1070 号  
平成30年8月28日

各市町教育委員会教育長 様

佐賀県教育委員会教育長  
(公印省略)

佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」の策定について（通知）

佐賀県・佐賀県教育委員会では、スポーツ庁が作成した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け「佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」（以下、「県の方針」という。）」（別添1）を策定しました。

については、中学校・義務教育学校（以下「中学校等」という。）における運動部活動が、生徒がスポーツに親しむ基盤として今後も持続可能なものとなるよう、下記の事項に十分留意の上、県の方針に則り、適切な対応をお願いします。

なお、文化部活動についても、文化庁で「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」が策定されることとっていますが、当面、文化部活動の適正を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いをお願いします。

記

1 運動部活動の方針策定について

市町教育委員会にあつては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長にあつては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を平成30年12月末を目途に速やかに策定し、ホームページへの掲載等による公表を行う。

2 運動部活動に係る活動計画等の作成及び公表について

中学校等においては、各運動部活動の年間及び月間の活動計画等を作成し、関係者（生徒、保護者等）に具体的に示す。

3 年間・月間計画の作成及び大会参加の見直しについて

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定の大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長へ提出する。その際、大会等への参加の在り方について、校長は運動部顧問に聞き取りを行い、生徒の実態（休養日の取得状況）及び運動部顧問の勤務状況等を勘案して出場する大会について精査する。

担当 保健体育課 高木  
電話 0952-25-7235